

特許紹介

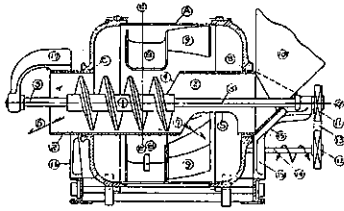
第25巻第10号 昭和14年10月

コンクリート混合機

(特許第131080号 發明者 桐野武雄)

之はドラム型コンクリート混合機のドラム(A)内部にドラムの混合諸材料投入口(B)及混合物吐出口(C)の兩口間に、兩口内面に觸れないやうに内部に可逆自在に回転するスクリュウコンベヤ(1)を装置し且前半上方に長方形切口(4)及後半下方に長方形切口(5)を有する特殊筒樋(2)を以て連絡したものである。之は前記の筒樋内スクリュウコンベヤ(1)の正逆回転作用により、一方に於ては混合階段を増し、他方混合物吐出に際しては従来の傾斜による自然流出の場合より敏速且正確に操作し得る効果がある(図-1)。

図-1.

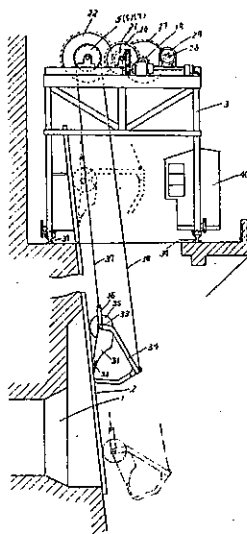


水路取入口の塵芥掻揚装置

(特許第131041号 發明者 寺内 監)

本装置は、全体として走行し得る架樑(3)上に3個の巻胴(5)(6)(7)を同一軸(4)上に装置し左右の巻胴(5)(6)により掻取器(31)を懸吊し中央の巻胴(7)により掻取器の開閉を行ふやうに工夫したものである(図-2)。

図-2.

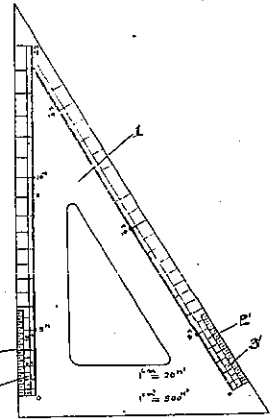


土積曲線作成方法

(特許第131908号 發明者 藤原親謙雄)

此の方法は特殊の尺度を用ひて施工基面を基準とせる地盤の高さ又は深さに依り直に其處に於ける切取又は土盛の断面積を見出して簡易に土坪を計算し得るものであつて、従来の如く高さに基く公式に依り断面積を計算し表を造り且つ其の高さ又は深さに相當する数字を見出し之を讀合はす手数と時間を要せず1人で之を爲し而かも誤謬を生ずる虞少なき效果あらしめたものである。前記の特殊尺度とは、施工基面から地盤面に至る高さとのに相當する路線の横断面の面積(高さの面数)との2種を目盛し、而して高さに相當する面積を示す目盛には高さと同じ数字を記した尺度である(図-3)。路線の勾配と路線を設置すべき地盤の高低に關し縦断面図を作り、図面中必要な點に於て路線と地盤の高低を示す曲線とに交する垂直線を引き、之に前記尺度を當て高さの目盛により施工基面から前記曲線に至る高さの数字を讀み、次に面積を示す目盛に付き其の数字と同じ数字を求め其の點を同一垂直線上に記し、斯の如き諸點を連続して土積曲線を作成する方法である。

図-3.



ローラーゲートの扉

(特許第131140号 發明者 渡邊徳吉)

之は縦ビームを凡そ1個のメインビーム(2)に對して個々に設けるやう其の長さを任意數に分割し、各分割したビーム(1)に少なくとも2個のローラー(3)を設け且互に少許の間隔を保たしめて弾性鉄板より成る齧片(5)で縦に一体に繋ぎたるローラーゲートの扉である。斯くすれば、扉全体は一体を成すも水圧作用を受ける時は各縦ビームは相互の繋着部に於て多少の弾性及間隙を有するが故に個々別々に移動する事ができ、各縦ビ

ーム上のローラーをして一様にレールに能く接觸せしめ従つてローラーの負荷を平均し扉の捻れを防止し得る効果がある(図-4)。

ラー軸は原位置に止まり何等の影響を受ける事がない、従つて扉の両端縦ビーム(2)は勿論ローラー軸(7)の捻

図-4.

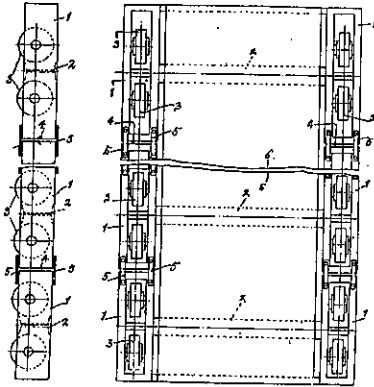
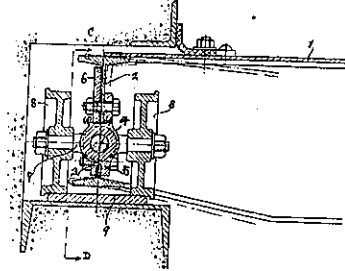


図-5.



曲変形を免れしめ扉の操縦に支障なからしめると共にローラー軸の両端にローラーを設けて荷重を等分的に負荷せしめ得るに依り特に大荷重を支ふる場合にも夫れに相応してローラーの大きさ及レール其他戸當り金物等を不釣合に著しく強大ならしめる必要がない。

ローラーゲート

(特許第 781141 號 發明者 柴田安祿)
(特許権者 田原久吉)

之は、ローラーゲートの両端縦ビーム(2)に適宜縦軸(4)を設け、此縦軸に直交して之にローラー軸(7)を支持せしめ、扉が水圧を受けて撓む時ローラー軸に關係なく扉の両端を自由に傾動せしめるやうにしたものである(図-5)。之に依れば、扉が水圧を受けて撓む時もロー

(附) 登録實用新案

- ローラーの離脱を防止せるストローニーゲート (第 260370 號 實用新案権者 田原久吉 公告 14 年第 3638 號)
- コンクリート振動器の外筒 (第 269806 號 實用新案権者 竹田米吉 公告 14 年第 3518 號)
- 柱梁用コンクリート振動器 (第 269897 號 實用新案権者 竹田米吉 公告 14 年第 3544 號)